

令和4年4月7日

授業担当教員 各位

理事（教育・附属学校園担当）

塩 尻 信 義

授業実施時における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について（依頼）

静岡県等を対象としたまん延防止等重点措置の適用が令和4年3月21日をもって解除され、本学においても令和4年3月28日から「新型コロナウイルス感染症における静岡大学活動指針」をレベル3からレベル2に引き下げをしたところです。

しかしながら、強い感染力を持つオミクロン株は社会全体に感染が拡大しており、オミクロン型の派生型「B A. 2」による感染再拡大も懸念されている中、本学学生においても、3月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している状況にあります。

令和4年4月11日から前学期の授業が開始されますが、以下事項及び参考URLの事項について留意のうえ、授業を実施していただくようお願いします。

1. 授業前後の手洗いや授業中のマスクの着用等、基本的な感染防止対策を徹底すること。
2. 授業中は、教室の窓や扉を開放すること等により換気を行い、教室が密閉空間になることを避けること。
3. グループワークやディベート等により、学生が互いに会話をする場面がある場合には、学生間の距離を確保することや、真正面に向かい合って座わらせない等の対応を講じること。

【参考】新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について

https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/2019-nCov/20220216_attention.pdf

【本件担当】

学務部教務課教育企画係

E-mail:gkyoumu2@adb.shizuoka.ac.jp